

山梨県地場産業人材育成促進事業費補助金交付要綱

(事業の目的)

第1条 この事業は、地場産業関係事業所等の使用者若しくは労働者（これらの者となる見込みがあるものを含む。）又は学生若しくは生徒が、外国の学校、事業所又は研究機関（以下「海外留学研修先」という。）において地場産業に関する高度の専門的知識又は技術（以下「専門的知識等」という。）を修得する研修（以下「海外留学研修」という。）を受けることを支援することにより、地場産業界の人材の育成及び資質の向上を促進し、もって本県の地場産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「地場産業」とは、県内において次に掲げるものを生産し、加工し、販売し、流通させ、又は輸出する事業をいう。

- 一 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条第1項に基づく経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品（県内で製造されるものに限る。）
- 二 山梨県中小企業・小規模企業振興条例（平成28年山梨県条例第3号）第17条第1項の規定に基づく中小企業・小規模企業振興計画において位置付けられたもの
- 三 山梨県郷土伝統工芸品認定要綱に基づく認定を受けた郷土伝統工芸品（第1号に係るものを除く。）
- 四 前各号のほか、知事が認めるもの

2 この要綱において「地場産業関係事業所等」とは、前項各号に掲げるもの（以下この項において「地場産品」という。）を生産し、加工し、販売し、流通させ、又は輸出する事業、地場産品の生産のために必要となる技術、設計、考案、工芸又は意匠の役務を提供する事業、地場産品に関する研究、開発又は教育を行う事業その他地場産業に関係する事業を営むものをいう。

(要綱の目的)

第3条 山梨県地場産業人材育成促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第4条 知事は、予算の範囲内において、県内に住所を有する者又は県外に住所を有する者であって県内に移住する見込みがあるもので、海外留学研修を受けることを希望するもの（次項、第6条及び第8条において「交付申請者」という。）の申請により、その者に海外留学研修に係る経費を補助することができる。

2 交付申請者は、前項の申請に当たって、交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める者の推薦を受けたことを証する書類を添えなければならない。

- 一 学生又は生徒以外 中小企業団体、商工会、商工会議所その他経済団体
- 二 学生又は生徒 当該交付申請者の就学する学校の長

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助金の補助対象経費は、次の各号のいずれにも該当する経費とし、その内容及び補助率は、別表のとおりとする。

- 一 海外留学研修の開始から修了までに最低限度必要となる経費
- 二 旅費、海外留学研修先に支払う経費、海外留学研修に使用する教科書その他の教材若しくは道具の購入又は使用に要する経費及び海外留学研修を円滑に受けるためのサービスを提供する者に支払う経費（これらの経費に相当する経費を含む。）
- 三 次条の規定に基づき交付申請した日以降に支払われた経費

2 前項の補助対象経費に該当するものであって、1件当たりの金額が千円未満であるものについては、前項の規定にかかわらず、補助対象経費としない。

(交付の申請)

第6条 交付申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、山梨県地場産業人材育成促進事業費補助金交付申請書（第1号様式。次条及び第8条において「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(審査委員会の設置)

第7条 前条の規定により提出された申請書の内容及び補助金の交付の適否を審査するため、審査委員会を置く。

2 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(交付の決定)

第8条 知事は、第6条の規定に基づく申請書の提出があった場合には、書類を審査し、前条第1項の審査委員会に補助金の交付の適否を報告させ、交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の決定の際は、山梨県地場産業人材育成促進事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により第6条の交付申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第6条第1項第6号による補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 海外留学研修の内容又は海外留学研修に要する経費の配分を変更しようとするときは、第11条の規定により知事に申請すること。
- 二 海外留学研修を中止し、又は廃止しようとするときは、第12条の規定により知事に申請すること。

- 三 海外留学研修が予定期間内に完了する見込みがなくなったとき又は海外留学研修の遂行が困難となったときは、第13条の規定により知事に報告すること。
 - 四 毎年3月1日その他知事が必要と認めるときに、海外留学研修の遂行及び補助金に係る収支の状況について、第14条の規定により知事に報告すること。
 - 五 海外留学研修が修了したときは、第15条の規定により知事に報告すること。
 - 六 海外留学研修の修了の日から起算して1年（災害、疾病その他やむを得ない理由によりその実施ができない期間は、算入しない。）以内に知事に復命するとともに、知事が別に指定する者を対象とする研修を実施し、海外留学研修並びに専門的知識等の普及及び啓発を行うこと。
 - 七 海外留学研修を修了した日から起算して3月（災害、疾病その他やむを得ない理由によりその業務に従事することができない期間は、算入しない。）以内に県内の地場産業関係事業所等における業務を開始し、かつ、当該業務を開始した日の属する月から起算して3年（災害、疾病その他やむを得ない理由によりその業務に従事することができない期間は、算入しない。次号において同じ。）以上従事すること。
 - 八 前号の規定に基づき地場産業関係事業所等における業務に従事することとされる3年の間、毎年、知事が別に定めるところにより、県内の地場産業関係事業所等における業務に従事していることを証明する書類を知事に提出すること。
 - 九 その他知事が別に定める条件に従うこと。
- 2 前項第7号の規定にかかわらず、補助対象者が海外留学研修の修了の日に学生又は生徒である場合は、同号中「海外留学研修を修了した日」とあるのは、「学校を卒業又は修了した日」と読み替えるものとする。

（交付決定の取消し）

- 第10条 知事は、規則第15条第1項各号のほか、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- 一 海外留学研修を第12条の規定によらず中止したとき。
 - 二 心身の故障のため海外留学研修を開始し、又は修了する見込みがなくなったと認められるとき。
 - 三 海外留学研修の実績又は性行が著しく不良となったとき。
 - 四 交付の決定をした日から海外留学研修の修了する日までに死亡したとき。
 - 五 その他補助金の交付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（海外留学研修の内容又は海外留学研修に要する経費の配分の変更）

- 第11条 補助対象者は、海外留学研修の内容又は海外留学研修に要する経費の配分の変更（別表に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あ

あらかじめ山梨県地場産業人材育成促進事業費補助金に係る海外留学研修の内容（経費配分）変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認をする場合において、知事は、必要な措置をとるべきことを補助対象者に対して指示することができる。

（海外留学研修の中止又は廃止）

第12条 補助対象者は、海外留学研修を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ山梨県地場産業人材育成促進事業費補助金に係る海外留学研修の中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（遅延等の報告）

第13条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、山梨県地場産業人材育成促進事業費補助金に係る海外留学研修遅延等報告書（第5号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 一 海外留学研修が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。
- 二 海外留学研修の遂行が困難となったとき。

- 2 第11条第2項の規定は、前項の報告の場合について準用する。

（状況報告）

第14条 補助対象者は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める期日までに、海外留学研修の遂行及び補助金に係る収支の状況について、山梨県地場産業人材育成促進事業費補助金に係る海外留学研修遂行状況報告書（第6号様式）により知事に報告しなければならない。

- 一 毎年3月1日 当該年の3月15日
- 二 前号のほか、知事が必要と認める日 知事が別に定める日

- 2 第11条第2項の規定は、前項の報告の場合について準用する。

（実績報告）

第15条 補助対象者は、海外留学研修を修了したとき（海外留学研修の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日又はその日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに山梨県地場産業人材育成促進事業費補助金に係る海外留学研修実績報告書（第7号様式。次項において「報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助対象者は、前項の報告書を提出する際、既に支出された補助対象経費が外国為替相場の変動により第8条第2項の交付決定通知書記載の金額を上回り、かつ、それが社会通念上著しく高額である場合は、第11条第1項の規定による海外留学研修の内容変更の申請を行うことができる。

- 3 前項の申請は、規則第13条による補助金の額の確定の前に行われなければならない。

(返還の債務の免除)

第16条 知事は、補助対象者が第9条第1項第7号に規定する地場産業関係事業所等における業務に従事している期間中に業務上の理由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため当該業務に従事することができなくなったときは、補助金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

第17条 知事は、補助対象者が、前条に該当する場合を除くほか、死亡、重度心身障害その他やむを得ない理由により補助金を返還することができなくなったときは、補助金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。次条において同じ。）の全部又は一部を免除することができる。

(返還の債務の猶予)

第18条 知事は、補助対象者が災害、疾病その他やむを得ない理由により補助金を返還することが困難であると認められるときは、その理由が継続する期間は、補助金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(交付の方法)

第19条 知事は、必要があると認める場合は、補助対象者に対し、概算払により補助金を交付することができる。

2 知事は、補助金を精算払により交付する場合は、規則第13条による補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとする。

3 補助対象者は、第1項の規定により概算払を受けようとするときは、山梨県地場産業人材育成促進事業費補助金概算払請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(経理等)

第20条 補助対象者は、海外留学研修の経理について、他の経理と区分して帳簿及びすべての書類を整理し、その収支状況等を明らかにするため、その修了する日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表（第5条関係）

経費区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
旅費	居所又は事業所から海外留学研修先までの往復に要するもの及び海外留学研修中のプログラム等への参加に要するものであって、次に掲げるもの 一 鉄道賃 二 船賃 三 航空賃 四 宿泊料 五 旅行雑費	当該経費の10分の10以内	補助対象経費の各経費区分相互間において、いずれか低い額の30%以内を増減させる変更又は海外留学研修の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わないもの
需用費	消耗品費（教科書その他の教材又は道具の購入に要するもの）		
役務費	一 授業料及び入学金 二 修学費 三 受講料、講座料その他の教育関連経費 四 入学のための試験に係る検定料及び在学証明、成績証明その他学生又は生徒の記録に係る証明に係る手数料及びこれに類する手数料 五 研修費及びプログラム等参加費（その参加に要する経費であって、旅費に相当する経費を含む。）		
委託料	一 留学支援を行う事業者に支払う手数料及びサービス提供料 二 その他委託料		
使用料及び賃借料	一 教科書その他の教材又は道具の使用料及び賃借料 二 施設設備使用料及び賃借料		
負担金	海外留学研修先に支払う負担金		

※ 旅費は、実費によりがたい場合は、山梨県職員旅費条例（昭和32年山梨県条例第56号）の例による。

※ 旅行雑費とは、海外空港諸税、空港使用料、旅券の交付手数料、査証手数料、予防接種料、出入国税、燃油サーチャージ、航空保険料、航空券取扱手数料等の経費をいう。

※ その他委託料とは、一部の業務（旅行の手配等）を委託により行った場合における経費であって、それ以外の各補助対象経費区分に相当する経費をいう。

※ 1件当たりの金額が千円未満であるものについては、補助対象経費としない。